

**令和 6 年度第 8 回
杉並区いじめ問題対策委員会議録
令和 7 年 3 月 27 日（木）**

杉並区教育委員会

いじめ問題対策委員会会議録

日 時 令和7年3月27日（木）午後6時00分～午後7時59分

場 所 第2委員会室

出席委員会	長 大 竹 智 委 員	吉 岡 瞳 子
委 員	菅 原 誠 委 員	石 川 悅 子
委 員	牧 野 晶 哲 委 員	鈴 木 昌 太
委 員	西 浦 善 彦	
事務局職員	事務局次長 岡本 勝 実	教育政策担当部長 松 尾 了
	庶務課長 渡邊 秀 則	済美教育センター所長 古 林 香 苗
	済美教育センター統括指導主事 加藤 則 之	教 育 相 談 長 半 野 田 聰
	庶務係長 池田 佳 世	庶務係主査 松尾 菜 美 子
	庶務係主査 林 広 樹	済美教育センター指導主事 三 浦 哲
	済美教育センター指導主事 梅林 信 幸	済美教育センター指導主事 松田 直 也
	済美教育センター指導主事 橋川 達 郎	

傍聴者数 0名

会議の議題

- ・ 杉並区いじめの防止等に関する条例の制定等について
- ・ いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査審議について

目次

杉並区いじめの防止等に関する条例の制定等について	4
いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態 の調査審議について	15

大竹会長 それでは、定刻になりましたので、令和6年度第8回杉並区いじめ問題対策委員会を開会します。

本日は牧野委員から遅れるとの連絡を受けております。ただ、定足数は満たしておりますので、このまま委員会を進めさせていただきます。

それでは、本日の議事に入ります。次第2「杉並区いじめの防止等に関する条例の制定等について」、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 よろしくお願ひいたします。私の方からは「杉並区いじめの防止等に関する条例の制定等について」という資料を使ってご説明申し上げます。大きく1、2、3と分かれておりますが、私の方から1番、2番以降については統括指導主事の方からご説明を申し上げます。

区におきましては、いじめ防止対策に関する基本理念等を盛り込みました条例の制定に向けて、この間、取組を順次進めてきたところでございます。今般、先日終わりました第1回杉並区議会の定例会におきまして、杉並区いじめの防止等に関する条例が正式に制定され、施行については4月1日となっております。この条例が制定されることを踏まえまして、杉並区いじめ防止対策推進基本方針、更にはマニュアルの改訂をすることにいたしました。

概要でございます。1番、杉並区いじめの防止等に関する条例の制定ということで、この間、残念ながら昨年度4件、今年は6件、重大事態が発生している、そういういじめの増加傾向も考慮して、杉並区として独自に条例を作るということで基本理念を定めるとともに、区、学校、保護者の責務等、これらを明らかにした上で、基本的事項、対策を定めるというところで、総合的かつ効果的に対策を推進するという目的で条例を制定したものでございます。

条例の内容については、1枚おめくりいただいた別紙1という中に条例の本文が書いてありますので、見ていただければと思います。

(1) 条例の概要ですが、条例の例としては少ないのですが、前文というのを設けておりまして、どういう目的、考え方でこの条例を作ることにしたのか、そういうものが掲げられている条例だというところでございます。また、目的及び基本理念についても条例の中に記載しております。また、根本的にいじめについては、してはいけないのだということを高らかに宣言したという内容になっています。更には、区、学校及び保護者の責務を定めるとともに、区民、関係機関からは協力を得る

と、要は区が行う対策などについて協力を頂くということも示させていただきました。

また、いじめ防止等に関しては、もともと方針だとかあったのですが、それを改めて条例の中で策定していく、または、いじめ防止の措置をとるということを掲げました。

更に、重大事態への対処としましては、先日、報告を申し上げたとおり、新年度からは調査部会を設けるということと、あと、法律上もともと再調査という規定はあったのですが、改めて条例の中で教育委員会の附属機関であるこの対策委員会が作られた報告書を区長に報告して、その後、新たな事実が発生したとか、いじめの内容について認定されていないということを保護者が申し立てるというのがあります、それらを受けて、再調査をするか否かというのを区長の方で判断する。そのための再調査組織、委員会の設置も盛り込んだ条例となってございます。

内容については、逐条説明はいたしません。ご覧いただければと存じます。私から1番の説明は以上でございます。

統括指導主事（加藤） 私からは2番以降、裏面含めてご説明いたします。

初めに2番、杉並区いじめ防止対策推進基本方針と杉並区いじめ対応マニュアルの改訂についてでございます。

こちらはどちらも冊子を配布させていただいておりますが、中身を委員の皆様に見ていただく時間はちょっと難しいので、口頭のみ簡潔にご説明いたします。

改訂の概要としましては、そこの（1）にございますように、まず、杉並区いじめの防止等に関する条例のうち、関連する条文を記載しています。これまでのものはいじめ防止対策推進法の条文のみでしたが、区の条例の条文も記載いたしました。

続いて、いじめ問題に関する組織として、学校問題対応支援係、これはこれまで杉並区では教育SATという部署がございました。そこでいじめ等の学校問題に対応していましたが、その部署が済美教育センターから区役所の方に4月から移りまして、心理士ですとかそういった職員を配置して強化する、そういう形になります。学校問題対応支援係です。

また、杉並区青少年問題協議会と、あとは区の子どもの権利救済委員、こういった区の中でもそうした協議会、また委員、こういったものを設けたということを追記しています。

また、庶務課長からご説明いたしましたが、重大事態への対処として、区長による再調査組織の設置、そして調査結果の報告と再調査の際の動きというのを明確に示したというのが、今回の改訂の概要になっております。

また、今年度の夏に大きく方針とマニュアルを改訂した際にこちらでもご意見を頂いて、いろいろな参考の資料をつけて学校に送ったほうがいいのではないか、そういったご意見もいろいろ頂きましたので、マニュアルの一番最後の巻末の方に、学校が使用できる、例えばですけれども、マニュアルの 23 ページになります。参考資料等として、学校いじめ対策委員会の主な役割等、これは東京都のいじめ総合対策をそのまま持ってきたものです。また、25 ページからは、学校いじめ対策委員会を月 1 回、次年度から開催するようにということで学校には伝えていますが、実際にどんなことをそれぞれの委員会の中で行うのかという内容の例ですか、あとは、学校いじめ対策委員会の記録様式の例、また、ページをめくっていただきますと、27 ページには聞き取り記録の様式の例、そして、28 ページには文部科学省で示した重大事態調査のガイドラインに従って、いじめ重大事態調査における学校調査報告書の様式、こういったものをつけていまして、PDFだけではなく Word のデータで学校にも送付して活用していただこうと考えています。

続きまして、先ほどの資料に戻ります。裏面の 3 番、いじめの防止等に向けた令和 7 年度の主な取組をご覧ください。マニュアルから離れまして、先ほど庶務課長が説明させていただきました条例の制定等についての資料の裏面となります。

3 番、いじめの防止等に向けた令和 7 年度の主な取組。まずは、区における取組として、条例の制定に伴って子どもワークショップを開催して、条例の基本理念等に関する普及啓発を行う予定です。

(2) が、学校問題対応支援係の設置です。済美教育センター教育 SAT に新たに心理士等の職員を加えることで、学校問題対応支援係として体制を強化していきます。

続いて、学校、教職員に関わる取組です。(1) は、弁護士の派遣によるいじめに関する授業の実施です。第一東京弁護士会と連携した授業を小学校 4 年生と中学校 1 年生に行います。

(2) については、子どもたちがアンケートに答えることで、学級満

足度ですか、誰から責められている、そういういた意識があるかどうかというものが確認できるような、そういういたアンケート形式のアセスメント、テストといいますかアンケートを実施して、子どもたちから話を聞くだけではなくて、違った観点からそういういた子どもたちの状況を把握するものを学校から希望を取ったところ、63校中34校が希望してきましたので、実施いたします。

(3)として、教員の職層に応じたいじめに関する研修を実施します。それぞれの職層、内容等も工夫しまして実施するとともに、この研修の内容の一番下の部分、一般教員向け研修動画の配信も考えています。年間5本を予定しております。集合しての研修だけではなく、教職員が「いじめについて確認したい」「足りないところがあるから学びたい」、そういういた際にいつでもどこでもそういういた動画を見て学べるような、そういういた形も取っていきたいと考えています。

(4)が毎月のいじめの発生件数の報告です。学校の負担も考えまして、1件1件のいじめの内容ということではなく、いじめのそれぞれの月の発生件数を報告してもらうようにいたします。これは東京都教育委員会のいじめ総合対策の中で様々ないじめの重たさを示した部分がありますので、そういういたところで学校が重大性ありとしてきたものについては、こちらから聞き取りを行って、とにかく初期対応を速やかに行えるように次年度は進めていきたいと思います。

最後、(5)としまして、教職員向かいじめ対応リーフレットを配布いたします。こちらは本日資料としてリーフレット、A3判、半分に折ったものをお配りさせていただきました。基本的にはマニュアルのフロー図ですとか、マニュアルの内容をぎゅっと凝縮させて、教職員が、例えば紙で印刷してすぐ見られるように自分の机のところに、デスクのところに置いておいたり、あとは自分のパソコンのデスクトップに貼っておいたり、とにかくすぐに見て対応できるような形を想定しております。

私からは以上です。

大竹会長 どうもありがとうございました。それでは、今説明があった内容に対する質問やご意見等がありましたら、挙手の上お願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

石川委員 先ほどSATの説明がございました。SATという名前はなくなつて、新しい名称になるという理解でよろしいですか。

統括指導主事（加藤） おっしゃるとおりです。教育SAT、スクール・アシスト・チームという名前はなくなりまして、学校問題対応支援係、こちらがSATのようにやはり何か愛称が必要であろうということで、教育委員会の中で様々議論しまして、英語のスギという単語、杉並のスギ、これがCEDARでシダーという単語がございます。これがCがコミュニケーションですか、Dがダイバーシティですか。そういった子どもたちの安心・安全を考えた対応に結びつく単語の頭文字を取って、杉並のスギでCEDAR、学校問題対応支援係「CEDAR」という名称で、今後は進めていきたいと考えています。

石川委員 そうですか。ありがとうございました。

大竹会長 そのほか、ご質問、ご意見があればと思いますがいかがでしょうか。

西浦委員 2ページ目の3の後の学校、教職員に関わる取組の（1）弁護士の派遣によるいじめに関する授業の実施というのはとてもいいことだと思っていまして、今まで児童生徒に対する指導というか、授業的なものというのはやっていらっしゃって、それがバージョンアップされるのか、そのあたりを教えてもらえませんでしょうか。

統括指導主事（加藤） 学校では道徳の授業を基本的に週1回、どこの小中学校も行っていまして、その中でもう道徳にはいじめを題材とした授業というのが設定されていますので、それで年3回、授業を学校は行ってきました。また、これはもう学校によってなのですが、弁護士の先生にお願いをして今回のような授業を実施していた学校も中にはありました。今回はやはり全小中学校で行なうことが大事だということで、第一東京弁護士会とやり取りをして実施することといたしました。

西浦委員 ありがとうございます。私も実は学校法律相談の担当だった小学校を3年前ぐらいの時に、そこだけスポットで3年生全体を集めて体育館でやったことがあって、それはとってもよかったですと思っているので、こういう取組は賛成ですので、ぜひ弁護士さんが具体的な事例に沿ってやるというところでお勧めしたいのと、あと、「いじめは駄目だよ」というところの中で、「いじめがあったら教えてね」とかそういう中で、世の中のルールみたいなところを、これは多分依頼した弁護士会の先生方が決めることなのかもしれませんけれども、例えば高学年になると行き過ぎた暴力とか、殴ったりとか、それがやはり我々の重大事態に上が

ってくることが多いですから、それは犯罪という話とか、大人になったらそれは犯罪になるし、子どもであっても少年事件手続というのがあって、それは小学生ではまだならないんですけど、とてもいけないことだというのを分かってもらうというか、何か子どもだからいいだろうというのはなくて、それなりのインパクトを与えてというのは、私はまさに学校法律相談の時に要望があってやったことがあって、それはその後とてもよかったですと言わされました。そういうところも併せて、こちらから第一弁護士会の先生方にリクエストいただければなとは思っているところです。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。ベースとなる授業のプログラムというはあるのですが、事前に学校へ行って授業をしてくださる弁護士の先生と学校がやり取りをして、その内容等を協議した上で授業を実施していただけるような形を組んでいますので、各学校の必要性に応じて様々な要望を出させていただきながら、調整して進めたいと思っています。

西浦委員 そうですね。やはり外部の怖いといったらあれだけれども、弁護士さんが直接子どもたちに接触して話せる機会はとても重要だと思いますので、ぜひ有効活用いただきたいと思っています。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。

菅原委員 CEDARについてなのですけれども、先ほど言われた済美教育センターから離して区役所に持ってくるというお話なんかもあったと思うのですが、教育センターの方で恐らくは教育相談とかそういうのもやってますよね。いわゆる現場から離れたところに、役所の中に持ってくるということで、ちょっと声が届きづらくなったり、現場から離れてしまうことへの問題もある。いや、何で移したのかなというのと、あと、心理士さんを増やす、それ自体はとてもいいことかなと思うのですけど、一方で心理士さん、スクールカウンセラーとしてもたくさん入っているところで、その辺の心理士さん同士の連携とか、そういういったものが多分必要になってくると思うのですけれども、これから始まるですから、今、どうという話ではないのですが、せっかく教育SATは結構機能していて、それも教育センターにあるから、現場に近いところにあるからうまくいっているのかなと思っていたところもあるので、わざわざ役所の中に移すというのが、ちょっと個人的には。別にそれがどうというわけ

ではないのですけど、ちょっと現場の声が届きにくくならないかなと思ったりしたのと、あと、入ってきた心理士さんがどんな役割をされるのかというのが、もし現時点で分かれば教えていただけるとありがたいです。

統括指導主事（加藤） 重大事態が今、10件発生していまして、やはり教育委員会にも対応の課題がありました。やはりそういったところで初期対応ですか、組織的な対応、教育委員会としても行っていくために、やはり教育長の下、また、区長部局とも近い位置で、そして様々情報連携のスピードを上げながら、速やかな適切な対応を行っていくためにということ。

また、教育センターと教育相談室というのが、これまで一緒だったのですが、それが現状離れてしまっているということがあります。今後、済美教育センターは建替えといいますか、改修のために移転して、今は近いところにいますが、次年度はある程度一定の距離があるところに教育相談室と済美教育センターというのはできてしまうので、そう考えますと、区役所の中でやはり様々なところと調整しつつ対応ができるようになります。先生から今、頂いた教育相談室との連携というのはやはり重要なものだと考えています。ですから、週1回必ずそこで打合せを行って、それまでの相談室に入った情報、CEDARで持っている情報、そういうものを掛け合わせながら対応していくべきだと考えています。

石川委員 もう一つだけお願いします。アンケートツールの活用を、希望を取って63校中34校でやるとさっき伺ったのですけれども、これはやはり希望するところの学校だけがやるので、悉皆とかでやるという方針ではないということなのかということと、あと、もしかしてWEBではなくて紙ベースでほかの学校はやるのかとかですね、日頃の子どもたちの関係性とかを把握しながら指導していくことはとても大切だと思いますので、ちょっとそのアンケートツールの運用について、もう少し教えてください。

統括指導主事（加藤） 教育委員会としましては、やはり全校でやりたかったのはもちろんその考え方を持っているのですが、どうしてもこのアンケートツールは取って終わりになってしまふだけでは意味がないので、やはりアンケートを取った後に、その結果を基にどういったアプローチを子どもたちに、クラスにしていくのか、また、それを学校の中で分担

しながら、組織的に声をかけあって教職員も進めていかなければならぬと思っています。

学校の中では、やはり管理職が教員の負担ですとか、そういういたものを考えて、やはりほかの学校の進め方を見つつ導入したいという学校も結構な数がありまして、まずはやりたいという学校、とにかく思いのある学校が 34 校、半分以上あったということで、まず希望どおり進めていって、これをこのまま、じゃあ、このコースでいくというわけではなく、教育委員会としては様々実際にやって、効果検証して、「いいですよ」ということを広めつつ、できれば全校で今後は実施していきたいという考えを持っています。

石川委員 分かりました。ありがとうございます。

大竹会長 そのほかいかがでしょうか。

では、大竹の方から 1 点。改訂の概要というところで、このいじめ問題に関する組織としてこの学校問題対応支援係、あと、杉並区青少年問題協議会と杉並区子どもの権利救済委員というのを追記したと。これらの組織は、今 10 件ここで扱っているわけですけれども、こういういじめの問題等について、これらの人たちは区民も子どもたちもそうですが、何かそういった組織を知っていて、そちらに行ったとかいうことはあったのでしょうか。

統括指導主事（加藤） こちらの、まず、青少年問題協議会、これはいじめ防止対策推進法の 14 条の 1 項にありますいじめ問題対策連絡協議会を置くことができるという、その杉並区バージョンといいますか、それが青少年問題協議会で、いじめ重大事態が発生する前にこちらのいじめ問題対策委員会も様々いじめの防止対策について協議を年間 2 回ほどしていただいていましたが、その教育委員会ではなく、区長部局で年間 2 回、いじめの件数ですか、そういった報告を教育委員会からして、協議していただいてご意見を頂く、そういった場でした。

実際この後、これからこの重大事態ですか、区のいじめの対応等、どこまでどういった形でやるというのは課題といいますか、これから進めていくことかなと考えています。

また、子どもの権利救済委員については、今回、杉並区いじめの防止等に関する条例が制定されましたが、同時に杉並区子どもの権利に関する条例も区として制定しまして、子どもたちから意見を聞いていく、そ

ういった区長部局に置く機関としてこの救済委員、これはまだ今現在あるものではないので、今後作っていきます。次年度できるものなので、そういう子もたちの声、保護者や地域の方からも聞いて、どう教育委員会と連携していくかというところかと思います。

大竹会長 どうもありがとうございます。では、これから機能していく組織になるといいかなと。よろしくお願ひします。

そのほかいかがでしょうか。

石川委員 この子どもの権利救済委員ですけれども、私もほかの区でやらせていただいて、子ども相談室というものを作つて、実際にいろいろ相談等お受けしているのですが、今後、当区はまず条例ができたところで、そういう委員というのが、条例の中にそういうものを設置していくとかいろいろなことが書いてあると思うのですけれども、今後の可能性として、この権利救済委員とか、あるいは専門委員とかを置いた、例えば相談機能があるようなそういう窓口を作っていくのかとか、何かそういう方向性みたいなものがもし決まっていたら教えていただけますか。委員を設置するだけではなくて、そういう実際に相談を受けていくのかとか。

庶務課長 所管が子ども家庭部になります。まだ詳しい内容を今、詰めている段階だというのがありますが、まず委員を指名する中で、どういう形でそういう相談を受けるのか、それが決まり次第、共有してくれる状態になっているところでございます。

石川委員 分かりました。では、今後ということで、了解しました。ありがとうございます。

大竹会長 いかがでしょうか。この次第の2についてはよろしいでしょうか。牧野先生、何かござりますか。

牧野委員 遅れてきて申し訳ございません。ちょっと話についていけていないところがあるのですけれども、少し気になったこととしては2点ほど。

1点目が、上位の計画等にスクールソーシャルワーカーが上手に入っていないということがあるのですけれども、やはり今回の杉並のこちらの様々な取組のところを見ていっても、スクールソーシャルワーカーが上手にこのいじめ問題に関わっている感じがしない。どちらかというと二次的な問題としての不登校への対応に終始してしまっているのではないかなと思えるところがあって、実際に直接的な関わりのところでも、

スクールソーシャルワーカーを校内委員会のメンバーに入れることもできるぐらいの※印でしかないところがあるし、そのほかの記載というのも今見る限りはほとんど触れていない。だから、せっかく杉並区の予算を使っていて、杉並区の人材としている人たちをもう少し有効に活用できないかなみたいなところが何かあるといいなと思いました。1か所あるのが12ページのところにあったり、11ページにもあるか。若干スクールソーシャルワーカーという表現があるのですけれども。もう少し調査であったりとか、未然防止みたいなところでも上手な活用の仕方というのができないかなというところが1点目です。

2点目が、これはあるのかどうか分からないですけど、いじめ重大事態の調査主体の問題ですが、こちらの第三者委員会だけなのか、それとも、文科省の方ではやはりもう少し段階があって、校内委員会での調査であったり、校内委員会に外部の人材を入れての調査であったりとか、教育委員会調査でも2段階ぐらいあったような気がするのですが、そういうものの設定というのは、今回されているのかどうかというところをお伺いさせていただければと思っています。

庶務課長 この条例上の立てつけとしては、その辺も最初に議論がありました。いじめの重大事態の内容によっては、学校の方の委員会が具体的な調査をして報告書というのもありましたけれども、なかなか学校と保護者がこじれる関係が非常に例として多いので、第三者性、中立性を担保する中だと、やはりこのいじめ問題対策委員会、これが調査主体のベースとして区教委の方で取り組むということの考えでこの条例の方は作っていると。ただし、もう今、10件になってしまって、これ以上増えるとなかなかこの対策委員会が回らなくなるので、今回は調査部会、専門調査員を改めて入れて、それに弁護士の先生、もしくは心理の先生に入っていただいて、そこは機動的に、もうこのような報告があつたらすぐ調査を始められる、資料も確認する、その中で報告書も同時に作っていっていただいた上で、この対策委員会でその内容を確認していただく。やはりそのやり方ということで、今回は条例の方を作ったところでございます。

牧野委員 例えば文科省の方からのガイドラインなどを見ると、2号事案については、基本、学校となっていて、ただ学校だけだとどうしてもいるメンバーが固定されてしまうと。あとはエリアじゃないスクールソ

シャルワーカーとか、外部のほかの学校に行っているスクールカウンセラーなどに入っていただいて調査をするなんていう取組をしている自治体なんかもある中で、今後、更にこちらの委員会が逼迫するということと、あとは人材を探すところで、もうかなり手間がかかってくるということも考えますので、何か条例に反映されるかどうか別にしたとしても、そういう学校の委員会に外部委員を入れていくという方式などもご検討いただいたほうがいいのかどうなのかというのを、また改めて議論はしたいなと思っているのです。

庶務課長 重大事態として報告を受けたものについて、学校がヒアリングなどをして、状況を把握しているところがあるので、実質的に、また改めて調査部会だとか専門調査員が赴いてやるという形はとらずに、学校である程度調査結果がまとまっていれば、それを確認することにより報告書を取りまとめていく、そういうやり方もあるのかなというのがあるので、今、牧野先生のご指摘、ごもっともな点はあるのですが、一応この形でスタートはさせていただいた上で、運用の中で、場合によってはそういったことで調査のやり方を少し工夫する、そのことは検討可能だと思っているところです。

統括指導主事（加藤） こちらのいじめ対応マニュアルの本当の一番最後です。28 ページ、29 ページをご覧いただければお分かりになるかと思うのですが、もう既にこのいじめ重大事態調査における学校調査報告書の様式、これを学校には4月1日に示します。フローの中で学校調査ということを示してはいないのですが、学校にきちんと調査をさせて、その上でこの場にまずは持ってくるような形を取っていきたいと考えていますので、できるだけここで全てということではなく、そういったものをこれから発生するものについても対応していくければと考えています。

また、1点目、牧野委員から頂いたスクールソーシャルワーカーについては、次年度、4校のところを8校に増やして学校配置ということを考えています、やはりお話し頂いたように、今後プラスシェアアップしていく中で、どういった形でスクールソーシャルワーカーを入れられるのか、今、なるほどと思ったのは、ほかのエリアのスクールソーシャルワーカーをというのは、そういう発想はなかったので、またこちらでも検討しながら進めていきたいと考えています。

大竹会長 よろしくお願ひします。それではいかがでしょうか。では、次第の2はこの程度でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、それでは次の議事に入ります。次第3「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査審議について」は、児童生徒等の個人情報を含む内容となっておりますので、杉並区いじめ問題対策委員会運営要綱第3条第2号の規定により会議を非公開としたいと思いますが、異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

大竹会長 ありがとうございました。それでは異議がございませんので、この後の調査審議については会議を非公開といたします。

【非公開】

大竹会長 それでは、本日の審議は以上となります。本日も円滑な進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして杉並区いじめ問題対策委員会を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。